

日本きのこ学会会長・理事・代議員選挙規程

(2024年6月25日改正、2025年2月1日施行)

第1条 会長・理事・代議員の選挙権は、会費を完納した正会員および団体会員が有する。団体会員の選挙人は、団体会員代表者とし、正会員枠の代議員の選挙権を持たない。ただし、団体会員の代表者が正会員である場合この限りではない。

第2条 会長・理事・代議員の被選挙権を有するものは、選挙実施前々年度以前から、正会員、団体会員代表者であるものとする。団体会員の被選挙人は、団体会員代表者とし、正会員枠の代議員の被選挙権を持たない。ただし、団体会員の代表者が正会員である場合この限りではない。

第3条 選挙に関する業務は、選挙管理委員会が行う。

第4条 選挙管理委員会は、役員任期満了の1年前までに設置する。選挙管理委員会は、2名の選挙管理委員によって構成する。選挙管理委員は、役員以外の正会員および団体会員代表者から理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。選挙管理委員の任期は、当該選挙年度末までとする。

第5条 選挙管理委員会は、任期満了の9ヵ月前までに全会員に対して、正会員被選挙人名簿ならびに団体会員代表者被選挙人名簿を公表して名簿の確認を行う（被選挙人名簿公開後1ヵ月以内までに会費を完納していない者は、被選挙権と選挙権を有しない）。

第6条 代議員会による会長候補者推薦の選挙の公示は任期満了の6ヵ月前、選挙は任期満了の5ヵ月前までに行う。

2 団体会員代表者からの理事選出選挙は、正会員からの理事・代議員選挙に先立って行うものとする。

第7条 代議員会は、会長候補者推薦選挙の結果、得票数の上位3名までの者を会長候補者として選出する。選挙は単記無記名方式の投票で行う。

2 会長候補者推薦選挙に関する全ての事務は、選挙管理委員会が行う。

第8条 団体会員代表者からの理事は、団体会員代表者により団体会員代表者の被選挙人の中から、単記無記名方式の投票による選挙で選出する。

2 前項の選挙で、得票最上位者を理事当選者とする。得票数が同数の場合は、抽選により決定する。

第9条 選挙管理委員会はいずれの選挙においても、開票後速やかに会長に開票結果を、当選者に当選を通知する。当選者は通知を受け取ってから、10日以内であれば、理由を付して辞退することができる。その場合、次点の者を繰り上げとする。次点で同数の得票者が複数名の場合は、抽選により決定する。

2 理事に選出された団体会員代表者が正会員である場合、選挙管理委員会は正会員の被選挙人名簿より、理事に選出された団体会員代表者を除くものとする。

第10条 会長選挙と正会員からの理事・代議員選挙の公示は任期満了の4ヵ月前、選挙は任期満了の3ヵ月前までに行う。

第11条 次期会長は、代議員会が推薦した次期会長候補者を含め、正会員および団体会員代表者の被選挙人名簿より、正会員および団体会員代表者による選挙で選出される。会長選挙は、単記無記名方式の投票とする。

2 前項の選挙で、得票最上位者を会長当選者とする。最上位の得票数が同数の場合は、抽選により決定する。

3 会長当選者が団体会員代表者による理事選挙の理事当選者である場合、同理事選挙の次点の得票者を理事に繰り上げる。次点で同数の得票者が複数名の場合は、抽選により決定する。

第12条 理事・代議員は、正会員により正会員の被選挙人の中から10名連記の無記名方式の投票で選出される。なお、10名に満たない投票も有効とする。

2 前項の選挙で、得票上位5名を理事当選者とし、その後、会長指名理事を除く、次に得票の多い者から正会員の8%以内を代議員当選者とする。ただし、代議員当選者からは、正会員となっている団体会員代表者を除く。同一得票者が複数名の場合は、抽選により決定する。

第13条 次期会長は、正会員および団体会員代表者の被選挙人より役員選任規程に基づき、理事を4名指名し、選挙で選出された理事の承認を得る。

第14条 前条までに規定されていない事項については、選挙管理委員会の判断に委ねる。

第15条 本規程の改定は、社員総会の決議による。